

小児慢性特定疾病医療費助成制度の自己負担上限額表

階層区分	階層区分の基準 (( )内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)		自己負担限度額(患者負担割合:2割、外来+入院)					
			経過措置の方 平成29年12月31日まで			経過措置及び新制度の方 平成30年1月1日から		
			一般	旧制度の重症患者	人工呼吸器等装着者	一般	重症 (①現行基準での重症、または②高額かつ長期)※	人工呼吸器等装着者
I	生活保護		0	0	0	0	0	0
II	市町村民税 非課税 (世帯)	低所得Ⅰ 保護者年収 ~80万円	1,250	1,250		1,250	1,250	
III		低所得Ⅱ 保護者年収 80万円超~	2,500			2,500	2,500	
IV	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満 (約160万円~約370万円)	2,500	2,500	500	5,000	2,500	500
V	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 (約370万円~約810万円)	5,000			10,000	5,000	
VI	上位所得	市町村民税 25.1万円以上 (約810万円~)	10,000			15,000	10,000	
	入院時の食費		自己負担なし			1/2自己負担なし		

※平成30年1月1日からの重症:①現行の重症患者基準に適合する者、②高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)のいずれかに該当する方(高額かつ長期という)